

宋代における篆書発展の背景について

陳 佶 佐

目次

一、識字と篆書の教育

(一) 小学と文字学

① 官学

② 私学

(二) 書学

① 書の技術官僚を育成

② 社会における篆書の教育

二、字書の流布

(一) 「説文」類

(二) 「伝抄古文」類

(三) 「鐘鼎文」類

三、おわりに

はじめに

宋代は金石学の濫觴と文字学の黄金時代と認められる。本稿では、その発展する背景を明らかにする。まず識字と篆書の教育を考察し、更に字書の流布に関する事情を考察する。第一節は、識字から六書の理解を中心に論じてみたい。官学と私学と二つのジャンルに分け、その学校の制度と沿革を分析し、更に各学の小学における識字教育を明らかにする。文字学については、官学の教材としての王

安石『字説』の流布と影響を考察する。書学については、書の技術の官僚を育成する制度を考察し、篆書を学ぶ作品と社会での自学の方法を明らかにしたいと考える。第二節は篆書に関する著作の内容と成書の経緯ならびに当時使用できた書物を明らかにする。

一、識字と篆書の教育

(一) 小学と文字学

小学は、子どもを教育する基礎であり、いわゆる童蒙学である。かつて中国の童蒙学は、教育目的により、識字教育、封建の思想教育、知識教育に向けて、様々な教科書が編集された。¹⁾ 宋代に至ると、童蒙学のシステムが急速に進展し、あらましの教材が定着し、後世の基礎になった。²⁾ 識字教育については、周代には識字を啓発する教科書『史籀篇』が登場していることから、それまでも口伝された啓蒙教育があったことは間違いないであろう。漢代になると、啓蒙教育専門の「学校」——私塾が創設され、子ども達に読み書き、習字を教える『蒼頡篇』、『凡将篇』、『急就篇』、『無尚篇』などの教材も充実した。³⁾ その後、『急就篇』に基づいて『千字文』、雑字類の『開蒙要訓』などの新たな教材を生み出した。宋代には、『千字文』を継承して『百家姓』、『三字訓』(後の三字經)が編集され、宋代以後、広く流布して学校の教科書として採用された。これは後世に「三、百、千」と呼ばれる基礎の童蒙学の教科書である。しかし、当時、『千字文』以外で、民間の私塾で流行した識字の重要な教科書は「雑字」であった。

小学の識字教育は、文字学に直接的な影響を与えるはしないものの、宋代の小学システムの成熟に沿って、童蒙書（啓蒙の教材）が広布され、識字率を上るため、その後の文字研究や篆書の判読に重要なベースを提供した。

① 官学

宋代の教育制度は、唐代のものを基として、多少これに修正を加えた。官学では、国子監諸学の階級的な資格を下げたことで、国子学は七品以上の子弟とし（唐代は三品以上の子孫）、太学は八品以下の子弟および庶民の子弟の優秀な者とし（唐代は五品以上の子孫）、四門学は庶民の子弟だけ（唐代は七品以上の子）とした。これは、社会の変動にともない、唐代の貴族教育より、次第に庶民教育に発展して行く過程をしめすものである⁴⁾。

仁宗の時、学校の拡張と科挙の改正がなされた。学校の拡張については、名儒の胡瑗を登用し、国子監講書として専ら太学を管理させ、太学を拡張して、その学生を二百人に増加し、別に四門学を設けて庶民階級の子弟を入学させた。そして、学校の維持費として、康定三年（一〇四〇）に学田を国学に与えた。慶曆三年（一〇四三）にはさらに増額した。また地方の学校にも注意し、各州に学校を創立させた⁵⁾。慶曆四年（一〇四四）以後ますます地方の路、州、軍、監の官学が増え、学生二百人以上を設け、教員を任じた。更に県学を設置し、地方には学校がないところが少なくなった⁶⁾。大観三年（一一〇九）、地方の二十四路は、合計学生十六万七千六百二十二人、校舍九万五千二百九十八軒で最高峰の数に上った⁷⁾。しかし、南宋になると、戦争の影響で、地方の州県学の進学と官僚採用制度が破壊され、太学は唯一の官僚を育成する場所になったが、学校の規模は北宋より大幅に縮小された。南宋で最大の学生数は咸淳年間（一二六五―一二七四）の千六百三十六人であり、北宋の崇寧年間（一一〇二―一一〇六）の三千八百人と比べ、かなりの差がある⁸⁾。

中央の官学にある小学は、元豊年間（一一〇七―一一〇八）に設置され、国

子監に「就傅」、「初筮」という齋（教室）を設けてから進展し、徽宗政和四年（一一一四）に八歳から十二歳の生徒を十齋に分けて教えた。その数千人に近く上った。南宋になると、紹興十四年六月に「国子監小学」を設置し、北宋の制度を援用したが、担当の教授は太学生になった⁹⁾。しかし、宋代の啓蒙教育は、民間の私学の方が中央の官学より士人たちに大きな影響を及ぼした（例えば、蘇東坡の小学の師は張易簡という道士である¹⁰⁾）。国子監における小学の制度や識字教育の内容は記録が稀である。一方、啓蒙教育ではないが、字書として国子監に採用されたのは、劉熙古（九〇三―九七六）の「切韻」、「拾玉」である。「宋史」には

「劉熙古、字義淳、宋州寧陵人、（中略）頗精小学、作切韻、拾玉二篇、摹刻以献、詔付国子監頒行之。」¹¹⁾

（劉熙古、字は義淳、宋州寧陵の人、（中略）小学に非常に精通し、「切韻」、「拾玉」を編集し、摹刻して献上し、皇帝は国子監に命じてこれを広く配布した。）

とある。後の丁度が編集して司馬光が引き続きで完成した「集韻」（「禮部集韻」）や、陳彭年「重修玉篇」などの皇帝の命令により編集された字書も、中央の官学における識字教育の教材になる可能性があるであろう。

中央の官学における文字学については、篆書の認識と六書の原理との二点を論じてみたい。篆書の認識は官学の課程に編入しておらず、咸平三年（一一〇〇）、句中正はその欠点を補うため、大篆、小篆、八分で「三体書孝経」を編集した。自序に以下の通り言う。

「文行秦之字、注漢之制、執唐之議、諒摭実之典故、補饜序之缺遺。」¹²⁾（この「孝経」の文字は、秦代の字体を用い、漢代の制度を注釈し、唐代の議論を論じ、確

実に典故に基づいて成書した。学校の不足を補う。）

そして、皇帝に『三体書孝経』を献上した。この著作は美術品と見なされ、皇帝の書画、器物の収蔵する倉庫である「秘閣」に入庫し、更に皇室の図書館である「三館」¹⁵⁾に収蔵された。『玉海』には、

「三年四月辛未、直昭文館句中正上石本大、小篆、八分三体書孝経、書目一卷、具古文秦篆漢隸三体。(中略)蔵其書秘閣、命別進三本送三館。」¹⁶⁾

(三年四月辛未、直昭文館の句中正は石本の大、小篆、八分、三体書の孝経と書目一卷を献上し、古文、秦篆、漢隸の三体を備えている。(中略)皇帝はその本を秘閣に収蔵し、更に三本を崇文院の三館に進呈することを命じる。)

とある。その後、教育に関心を持つ仁宗の時代に、魏の「三体石経」を設立する目的と型式を模倣し、嘉祐年間(一〇五六—一〇六三)、章友直と楊南仲は「二体石経」を作って国子監に建てた。『墨池編』には、

「章友直、字伯益、(中略)嘉祐中有楊南仲篆石経於国子監、当时称其小学。」¹⁷⁾
(章友直、字は伯益、(中略)嘉祐中に楊南仲と、篆書の石経を国子監に建つ。当時、彼らの小学は評価された。)

とある。一方、六書の教育については、やや遅い神宗朝に、王安石『字説』が影響を及ぼした。宋初、徐鉉は太宗の命令に従って句中正、葛湍、王惟恭と共に『説文解字』を修訂し、徐鉉はこれをベースとして六書を解釈し、『説文解字繫伝通釈』を編集した。皇帝の応援を受けて宋初の『説文解字』の研究や著作は盛んであったが、太宗朝以降、六書の研究が停滞した。神宗朝に至って、皇帝は文字学をあらためて重視し、『説文解字』を修訂する専門の官僚を起用した。¹⁸⁾更に六

書の原理を教育することも工夫し、宰相の王安石の『字説』二十四卷を採用して官字の試験内容に編入した。『宋宰輔編年録』には、

「晩歲居金陵為字説二十四卷、學者爭伝習之、凡以經試於有司必宗其説。」¹⁹⁾
(晩年、金陵で『字説』二十四卷を編集し、学生は争って学び、すべて役人の試験を受ける者は、必ず彼の説に従った。)

とある。その影響力は王安石の権利集中に伴って広がった。『字説』に附属する著作が續々編集された。陸游『老学庵筆記』には、

「字説盛行時、有唐博士相、韓博士兼皆作字説解數十卷、大学諸生作字説音訓十卷、又有劉全美者作字説偏旁音釋一卷、字説備檢一卷、又以類相從為字會二十卷、故相吳元中試辟雍程文盡用字説。」²⁰⁾

『字説』が流行する際に、唐相博士と韓博士は『字説解』数十卷をつくり、太学諸生は『字説音訓』十卷をつくり、また劉全美は『字説偏旁音釈』一卷と『字説備檢』一卷をつくり、更に字の類別によって『字會』二十卷を編集した。もと宰相の吳元中は外学(大学の予備校)を試験する際に必ず『字説』を解答の例文として用いた。)

とある。しかし、「元祐党争」に伴って、『字説』が禁じられたり、解禁されたりし、六書の教育は断続的に官字に存在した。『宋史』には、

「神宗念字学廢缺、詔儒臣探討、而王安石乃進其説、學者習焉。元祐禁勿用、至是除其禁四年。」²¹⁾

(神宗は字学の衰退することを留意し、儒臣たちを招いて検討し、それに王安

石が字説を推進し、学生たちはそれを習った。元祐党争の頃は禁じられ、今解禁されて四年目である。)

とある。また、李燾『統資治通鑑長編』には、

「今已改青苗等法、而廢退安石黨人、呂惠卿、李定之徒。至於學校貢舉亦已罷斥佛老、禁止字学、大議已定。」²²⁾

(いま青苗法等を改正し、王安石徒党の呂惠卿、李定之を退け、学校や科挙も仏釈道教の学説を廢除し、字学を禁じ、決議が定まった。)

とある。「字説」は文字解釈の氣風を引き起こし、六書の教育に影響を与えたが、内容はあまりにも無理にこじつけた解釈が多く、批判を招いた。当時、蘇東坡は強く批判した。「東坡答劉道原書」には、

「東坡答劉道原書云、新学説易觀卦本是老鶴、大小雅本是老鴉、此類甚衆、王氏之学穿穴至此。」²³⁾

(「東坡答劉道原書」に云う、新学の「説易觀卦」にある「觀」字は本来は「老鶴」の「鶴」字であり、「大小雅」の「雅」字は本来は「老鴉」の「鴉」字である。このような説が多く、王安石の解釈はこのように無理にこじつけるのである。)

とあり、篆書の名手の王寿卿も王安石の学説を認めないため、皇帝の命令を辞退した。「研北雜志」には

「王魯公壽卿、洛陽人、祖擇之外孫、善篆隸。嘗召至京師使篆字説、辭以與王氏之学異。」²⁴⁾

(王魯公寿卿は、洛陽の人、祖択子の外孫であり、篆書、隸書に巧みである。)

かつて皇帝は命令して『字説』を篆書を用いて書かせようとしたが、彼は王安石の学説と異なるため辞退した。)

とある。「字説」の影響は紹興年間(一一三一—一一六二)に続いているが、

当時の文人もこの中には誤りがあると指摘し、王洋(一一〇八—一一五四)は博士として、太学で經書以外に文字学を教授し、王安石の説を修正した。『東牟集』には、

「某方游学校時、世非王氏不道、先進者以此取士、後進者以此干祿、則安得不学。顧其説亦未易略、某於正經之外嘗講字学以明之。」²⁵⁾

(私は太学生の時、世は王安石の『字説』を学ばなければならず、これに精通した者は朝廷に仕え、未熟の者もこの学問を用いて官位を求めたため、学ばないわけにはいかなかった。彼の説を顧みるとまだ大略を変えていないので、私は經書以外、字学を講じる時は改めて教えた。)

とある。一方、地方の小学における識字教育については、至和元年(一一〇五—一一〇四)「京兆府小学規」²⁶⁾に、教育の内容を記録している。毎日、教員はお手本を書いて学生に示している。

「教授毎日講説經書三兩帙、授諸生所誦經書文句、音義、題学書字様。」

(教授は毎日經書の二、三ページを講義し、暗誦すべき文句や音義を教え、学ぶべき文字を書きつけた。)

とある。そして、学生はレベルが三つに分けられ各々の日課があった。

「第一等、毎日抽籤問所聽經義三道、念書一、二百字、学書十行。(中略)第二

等、毎日念書約一百字、学書十行。(中略) 第三等、毎日念書五七十字、学書十行。」

(第一等の学生は、毎日学んだ経書の内容より、抽出した三つの問題を試験し、読書一、二百字、習字を十行書かせる。(中略) 第二等の学生は、読書約百字、習字を十行書かせる。(中略) 第三等の学生は、読書五、七十字、習字を十行書かせる。)

とある。レベルによって毎日読書(識字)の内容はそれぞれであるが、いずれものレベルの学生が毎日に習字十行書くことが決まっている。熙寧年間(二〇六八—一〇七七)、地方の州県学は教授を各学校に一人設け、教材は担当の教員の著作を用いて生徒に教えた。『統資治通鑑長編』には、

「州軍依五路法、各置教授一員、委国子監詢考通經史、及新及第出身進士可為諸路学官、即其所著詞業以聞。」²⁸⁾

(州、軍の学校は五路法により、各教授一員を設ける。彼らの経、史書を試験することは国子監に委託する。また、新たな進士は各路の学官に任ずることができる。彼らの著作を用いて生徒に教える。)

とある。金石と古文篆書を好んでいる李公麟、趙明誠の親友である劉跂(?—一一一七)は、亳州、曹州の教授を担当したことがあり、彼は大観年間に泰山に登って泰山刻石を二二二字を拓して一四六字を見分けることができた。当時流布している宋庠が摹刻した四八字のテキストよりかなり増加した。彼は得た拓本を摹刻して『泰山秦篆譜』という書物を出版した。²⁹⁾ これも地方の州県学で定番の経書以外、字書として教授された可能性があると考えられる。一方、地方の州県学でほとんど文字学や篆書を教授され無い士人たちには古文篆書を解読できる者が少ない。黄庭堅は弟の黄乘³⁰⁾を筠州の知州の柳平に薦め、曾鞏の「筠州学記」を鐘

鼎文(古文篆書)で書いた。³¹⁾ 「書筠州学記後」には、

「柳侯為州、政優民和、乃輶故刻而乞書於予、予告之以舍弟乘、雅善小篆、通六書之意、下筆皆有依據、可與斯文並伝。柳侯則以書求乘於紫陽而刻之。初有獻疑者曰、今世士大夫不知文十室而九。」³²⁾

(柳平は筠州を統治する際、政治が優れて人民が和やかであった。昔の碑を削り、私に頼んで新たな碑文を書かせた。私は弟の乗が小篆に巧みで、六書に精通し、書く文字には必ず根拠があり、文章と並び伝えることができる薦めた。柳平は紫陽山で乗の書を求め、碑に刻した。最初、疑問を抱いた者は、この世で鐘鼎文を知らない士大夫が十人中に九人はいる、と言った。)

とある。そして、この碑を鐘鼎文で書いた原因は、文字学や古文篆書などの学問を探究する士人のために作ったからである。なお、柳平は「三代における鐘鼎文の筆画はすべて巧妙であるため、これを金石に刻して伝わるのは、必ず才能がある者に委託する。私は古を学んで学問を探究する者のことを考慮し、見識や知識が狭い者のことを心配しない」と言った。³³⁾ 地方の州県学は篆書の教育を正式の内容に編入しないが、主宰する教員や官僚により、篆書を流布させる方式は様々である。

一方、前述の「字説」は科挙の試験内容のため、影響も地方の州県学に及んだと考えられる。北宋の末、汪応辰「吏部郎樊茂実墓誌銘」には、

「臨川王荆公著三経義、字説以同天下之学、举世誦習如六経。」³⁴⁾ (臨川の王安石は編集した『三経義』、「字説」を以て天下の学問と同列にし、世の人たちはみな六経と見なして暗誦した。)

とある。官僚育成を目標とする官学は、中央や地方いずれも「字説」がもたらし

た文字解釈のブームに影響され、士人たちが文字解釈の習慣を身に付けた。『四庫全書提要』には「王安石が『新義』と『字説』を刊行して以来、宋代士人の学風は、物事の訓詁学に転換した。」とある。翟耆年(36)の『籀史』では、以下のよう
に、彼の文字学に対する観点を述べる(米芾の一例を挙げている)。

「訓古達昔人會意之旨、謂烈士之谷、懷字衣中容衆、有懷之義、字相戾。大夫志不雷同也。稽從卜口、謀于衆之義也。𠂔𠂔一𠂔、合為一、析為四。言眉間有毫、寿者之證、故眉從尸(原文闕 音毫)如眉之垂。辨說有理、實為前人所未到也。」(36)

(彼の訓詁は、先人の会意という文字の構成方法を分析できている。たとえば、「烈士の顔である(𠂔𠂔)大烈、米芾『紹興米帖』より)「懷」という字は衣服に「衆」を収める形であり、ふところに人間を抱く意味があり、その文字構造は『説文解字』と異なる箇所がある。「稽」という字は「卜」、「口」に従い、衆人の意見を諮る意味である。「𠂔𠂔」という器物があり、二つの字を合わせている。眉間に毫毛(こうもう)があると長寿の証を言われる、それ故、「眉」という字が「尸」に従い、眉のように垂れている。米芾の解説は道理に合い、確かに先人たちは彼に及ばないところがある。)

② 私学

宋代には地方の官学が盛んであるが、進学できる学生は少なく、庶民出身の学生はほとんど私学に進学するのである。(37)

宋初、乱世が次第に安定すると、人材を求める社会的なニーズが再び求學意欲を刺激し、政府の応援を受け、書院は官学に代わり、過去の私書院をベースとして発展してきた。しかし、仁宗の興學政策により、官学が隆盛するにしたがつて私学が衰退し、書院の発展に介入する余裕がなくなった。そのため書院が荒廃し、朱熹の白鹿洞書院を修復するに至って、ようやく南宋に再び書院の気風が

興った。しかし、この頃の書院は北宋と興學する宗旨が異なる。主に理學を研究して教授する學者たちは科擧に興味がなく、これより、正しい人格の育成や古今の學問を求めることが重要なことと認める。完全に否定ではないが、生徒を募集するため、兼ねて科擧の内容を教授する。(38)

孫彥民氏の考察によると、北宋の三十八院から南宋の一八五院と激増した。一方、私学で先賢名儒が講學し、規模や制度が完備する書院以外、普遍に存在している啓蒙教育の役割を果たす教育組織は、私塾である。深奥な程朱の理學を教授する書院に対し、私塾は識字、論理、歴史、礼節など様々な基本的な知識を教授する場所である。興學の資金源や運営方式により、様々な名を称す。例えば、村学、義塾、家塾、冬学(季節による開校)などである。庶民にとって初の教育を受ける場所であり、書院より密接な存在であると考えられる。南宋の私塾はいずれも個別指導式で行っている。レベルがより高い書院(経館や精舎を含む)のような私学は主に講學式(教員一人が複數學生に対す)をし、兼ねて個別指導式で行っている。(39)書院の學生はほとんど私塾で課程を修了してから進學したが、ある書院は小学の課程も設置し、専任の教員も設けた。(40)朱熹は啓蒙教育を重視するため、「小学」と『童蒙須知』を編集し、読書と習字についての常識も編入した。(41)一方、私塾で啓蒙教育の識字教科書は南朝から編集した『千字文』や唐代の『蒙求』があり、南宋の書店を営む陳起が村塾を訪れて作った「憇農家」には、

「羣兒窓下讀千字文、蒙求。」(41)

(子供たちは窓の下で『千字文』と『蒙求』を読んでいる。)

とある。そして、『項氏家訓』にも同じような記録がある。

「古人教童子多用韻語、如今『蒙求』、『千字文』、『太公家教』、『三字訓』之類」(42)
(古人が子供を教える際に韻語を用いることは多く、例えば『蒙求』、『千字文』、

『太公家教』、『三字訓』の類である。)

その中にある『三字訓』は後の『三字経』の原書である。⁽⁴⁶⁾「千字文」は南朝の梁の時に編成された。その時、周興嗣と蕭子范二種類のテキストがあり、子どもの識字や書教育を目的として、王羲之の書を集字して編集された。⁽⁴⁷⁾現在、蕭子范本の『千字文』は見えず、周興嗣本のみ残された。許静氏の考察により、伝来した『千字文』という作品は合計二三九点あり、内、北宋のは四一点を占めている。⁽⁴⁸⁾識字教育のみならず、宋代における書作にとつて重要な題材である。一方、『雑字』は歴史の上に膨大な貢献をした。しかし、少数の例外以外、ほとんど雑字類の書物は著者の名は載せず(実際に、編集者は庶民たちの場合が多い)、歴代の書志や書目にも収録されない。⁽⁴⁹⁾内容は通俗でわかりやすく、農村で庶民の階層に広布され、「村書」とも呼ぶ。『劍南詩藁』には「農家は十月に子供を入学させ、冬学という。読んでいる『雑字』と『百家姓』は村書とよぶ」とある。⁽⁵⁰⁾しかし、編集者により、『雑字』のレベルが玉石混交であり士人に批判される時もある。『黄氏日抄』には以下のように述べている。

「往歲嘗過村学堂、見為之師者授村童書、名小雜字、句必四字、皆器物名、而字多隱僻、義理無關、余竊鄙之」⁽⁵¹⁾

(かつて、村の学堂に通し、師が村の児童に書を教えることをみ、教科書の名は『小雑字』であり、句は必ず四字で、全て器物名である。字はほとんどなじみ薄い、意味は經典の学問と関わらない。私はこれを軽視した。)

古人の啓蒙教育は識字と書写を分けている。識字は「三、百、千」の順番に教え、書写は「上大人、丘乙己」のようなお手本を用いて教えている。この方法はかなりの歴史がある。敦煌から発掘された書物には「上大夫、丘乙己、化三千、七十二、女小生、八九子、牛羊方、日含」のような習字内容を載せてい

る。⁽⁵²⁾習字の課程は先ず、手本を下にして書き写すように模倣し、更に塾師が学生の腕を持ちながら運筆することがある。これを「把腕」とよぶ。そして、次は臨書を求める。大字が熟練してから小字を習字する順番も決まっている。村学、冬学、義学で習字の授業は毎日一定時間で行われる。また、四日間に一日で習字の授業を行う場合もある。⁽⁵³⁾一方、私学の文字学の教育についての記録は稀であり、原因の一つは南宋の私学における書院を設立する宗旨は科挙に應じるからではない。そして、王学を支持する秦檜⁽⁵⁴⁾の死後、『字説』がだんだん科挙の舞台から立ち去った。書院で科挙のために特別設置した課程には、北宋の官学のように『字説』をコツコツ学ぶ必要がなく、専念して理学や六経の学問を求めるだけで良いと考えられる。

(二) 書学

ここでは宋代における篆書が応用できる書家の教育背景を明らかにしたいと考える。この教育は、芸術性や実用性の伝授に重点を置く、前述の文字学とは異なる。公の篆書の技術官僚の育成と民間の篆書の教育とを分けて論じてみたい。

① 書の技術官僚を育成

宋代において、中央政府は膨大な文書の作成に應じ、書写人材のニーズがあるため、統々制度を設けて技術官僚を起用した。更に皇帝の嗜好によって書学や文字学を諮る顧問のような官職を設けた。北宋から南宋にかけて国子監書学(仁宗の時に「知国子監書学」は職名であり、代表人物に周越、楊南仲がいた。徽宗の時に書の専門学校として画、算、医との「四学」が設置された)、翰林御書院、翰林書芸局(書芸所)などの書写、書法に関する組織が設置された。その官職の制度における変遷と書家の特徴についての研究は、張典友氏の『宋代書制論略』(文物出版社)と李慧斌氏の『宋代制度層面的書法史研究』(吉林大學博士論文)が詳細に考察している。ここでは彼らの研究をベースに官職制度の中の篆書の教育

に關することを明らかにしたい。

官職の制度における書を教授する活動では、翰林御書院が徽宗時代の国子監書院が設置される前の重要な技術官僚を育成する場所である。翰林御書院は皇帝に仕える書写の組織であるのみならず、書写人材を育成する場所としての役割を果たした。宋初、太宗は五代から書学の衰退を感じ、自ら翰林御書院の待詔に書を教えていた。⁽³⁵⁾ 御書院(元豊年間に書芸局と改制)は北宋の太平興国元年から太平興国六年の間(九七八―九八二)に設置され、南宋の紹興三十年(一一六〇)に廃止された。⁽³⁶⁾ この間数多くの官僚を育成した。現在見える書家の人名は程章燦『石刻工研究』(上海古籍出版社)に収録されている。翰林御書院にある篆書の教授については、章友直は皇帝の命令に応じ、翰林院で書を教えたことがある。⁽³⁷⁾ 『墨莊漫錄』に以下の通り記録している。

「章友直伯益以篆得名、召至京師翰林院篆字。待詔數人聞其名、然心未之服、俟其至俱來見之、云、聞先生之芸久矣、願見筆法以為模式。伯益命粘紙各數張作二圖、即令洗墨濡毫。其一縱橫各作十九画成一基局、其一作十圓圍成一射帖。其筆之粗細間架疎密、無毫髮之失、諸人見之大驚嘆服、再拜而去。」⁽³⁸⁾

(章友直、字は伯益、篆書を以て名をはせた。皇帝は篆書を書かせるために都の翰林院に招いた。官僚の待詔の數人は彼の名を聞いたことがあるが、必ずしも信服しない、彼が着いたら皆は会いに来た。待詔は、かねがね先生の篆書の高名を伺っており、筆法をお手本として見せることを願うといった。章友直は數枚の紙を貼り付けて二枚を作り、筆墨を用意することを命じた。その一枚は縱橫各十九本の直線を引き、碁盤のように書いた。また、円を十個書いて射的のまを作った。その均一の筆画や線と線とのあいている距離はきちんとしている。待詔たちは驚いて感服し、再び礼をつくしてから下がった。)

この記録により、翰林御書院では内部の教員が書を教授することのみならず、

外部から招いた書家が教授することもあったことがわかる。そして、教授する内容は鉄線篆や玉筋篆を書けるように、均一の線質や空間を鍛えることであると分かった。

神宗元豊年間に、御書院を廃除し、改めて書芸局を設置した。この書芸局は初めて学生を募集した。⁽³⁹⁾ しかし、当時の書芸局に關する記録は稀である。徽宗の時代になって教育の内容が記録されるようになる。『宋会要』には。

「宣和六年八月十四日、詔書芸置提举措置書芸所、生徒五百人為額、篆正法鐘鼎、小篆法李斯。」⁽⁴⁰⁾

(宣和六年(一一二四)八月十四日、書芸の提挙を任じ、書芸所を設置することを詔する。生徒は五百人を定員とし、篆書の正体は鐘鼎を習い、小篆は李斯を習う。)

とある。宣和年間の書芸所は、生徒五百人を募集し、鐘鼎文を学習すべき書体として科目に編入した。文字学に精通して字書の『集篆古文韻海』を編集し、篆書の名手である杜從古を管理官僚として起用した。同期の官僚は米友仁や同じく篆書に巧みな徐競がいた。三人は教員の書学博士として転任した。⁽⁴¹⁾ 『群書索考』には、

「宣和六年正月己未、詔書芸置提举措置書芸所、以杜從古、徐競、米友仁並為措置管勾官、生徒五百人為額、篆正文法鐘鼎、小篆法李斯。」⁽⁴²⁾

(宣和六年(一一二四)一月己未、書芸の提挙を任命し、書芸所を設置することを詔する。杜從古、徐競、米友仁並びに管勾官に任じ、生徒は五百人を定員とし、篆書の正体は鐘鼎を習い、小篆は李斯を習う。)

とある。しかし、書芸局(所)は宣和七年に徽宗の退位に伴って廃止され、

南宋にも設置されていない。南宋では、紹興十六年から二十年（一一四六—一一五〇）にかけて、高宗が御書院を重建して組織を拡大した。皇帝の誥命などの文書を写すことを司る官僚の待詔、芸学、書芸、祇候を設け、更に書学生も編入した。『玉海』には、

「翰林院選試書学生以五体書、王、虞、鍾、真小字、批答、書学祇候以六体書、勾勒書、芸学試七体書、玉筋篆、待詔以七体」⁽⁶²⁾

（翰林院の昇級、採用試験は書学生を五体書（王羲之、虞世南、鍾繇、小楷、奏事を可否する文書）を以て試験し、書学祇候は六体書（王羲之、虞世南、鍾繇、小楷、奏事を可否する文書、勾勒書）を以て試験し、芸学と待詔は七体書（王羲之、虞世南、鍾繇、小楷、奏事を可否する文書、勾勒書、玉筋篆）を以て試験する。）

とある。なかにレベルがより高い待詔、芸学の試験は玉筋篆が科目に入った。試験の内容は御書院で学習すべき内容であると考えられる。なお、張典友氏はこの書学生の育成制度は、南宋における書の技術官僚を供給することに対して重要であると認めている。⁽⁶³⁾ 一方、書の専門学校である国子監書学は、徽宗の時代に断続的に存在した。『玉海』には、

「崇寧二年六月壬子十一日、建算学書画学。（中略）五年四月十二日詔書、画、算、医四学、並罷其書、画学附国子監、置博士各一員。（中略）大觀元年二月十七日、詔書画学論、正、録、直各置一人。（中略）四年三月二日、詔四学併入太医局、太史局、翰林書藝、图画局」⁽⁶⁴⁾

（崇寧三年（一一〇四）六月壬子十一日、算学、書画学を設置した。（中略）崇寧五年四月十二日。書、画、算、医の四学を廃止し、書、画学を国子監に附属し、各に博士の一人を設けることを命ずる。（中略）大觀元年二月十七日、

書画学の各学論、学正、学録、直学を設けることを命ずる。（中略）大觀四年三月二日、四学を各大医局、太史局、翰林書芸、图画局に合併することを命ずる。）

とある。教育内容では、書学と画学の生徒が共に文字学の『説文解字』を学ぶ必要があり、書学生は当時流行する『字説』を学んだ。そして、篆書の学習は古文『汗簡』、『古文四声韻』などの伝抄古文と『説文解字』にある古文篆書、大篆、小篆を模範として学んだ。『宋史』には以下の通りに記録している。

「書学生習篆隸草三体、明説文、字説、爾雅、博雅、方言、兼通論語、孟子義、願占大経者聴。篆以古文、大小二篆為法。」⁽⁶⁵⁾「画学之業、以説文、爾雅、方言、积名教授、説文則令書篆字。」⁽⁶⁶⁾

（書学生は篆書、隸書（楷書）、草書三体を習うべきで、『説文』、『字説』、『爾雅』、『博雅』、『方言』を理解すべきで、兼ねて『論語』、『孟子』の内容に通じるべきで、大経の『詩経』、『周礼』、『春秋』などの授業を選んで聴講すべきである。篆書は古文、大小二篆を学ぶ、（画学の授業は、『説文』、『爾雅』、『方言』、『积名』を教授し、『説文』を用いて篆書を書かせる。）

② 社会における篆書の教育

古代、書を伝授することは、印刷技術が進展する以前に、師弟や家族に限り非公開的に教育していたのである。宋代になると、印刷物と刻帖の広布に沿って、益々公開されようになり、自学で書を学ぶことができた。⁽⁶⁷⁾ 家族の教育は書家に直接な影響を与える。楊加深氏の考察によると、北宋における小篆の能書の家族は、広陵徐氏、浦城章氏、華陽句氏、丹陽邵氏、丹陽翟氏などの五家があった。⁽⁶⁸⁾

一方、篆書の作品の流布の事実と自学については、拓本の発展と関わっている。拓本は六朝時代に発明され、唐代から技術が成熟し、宋代にかけて刻帖や金石

学の発展に沿って、様々な拓本が広布されている。現在、唐代の拓本は敦煌で発見された唐太宗「温泉銘」がある。宋代では刻帖や碑文などの法書を拓本に作ったのみならず、当時発見された青銅器の銘文を拓して流布させた。仁宗が収蔵した「周敦」などの銘文を拓して臣下に賜った。これは鐘鼎文が流布する発端と考えられる。⑧。その後の嘉祐六年（一〇六一）、劉敞（一〇一九―一六八）が長安で多くの古器を得、拓本を作って歐陽脩に贈る。そして『先秦古器圖』（佚）を編集した。一方、法帖の流布は宋代の書道史における功績の一つである。「祖帖」である『淳化閣帖』には史籀や李斯的篆書を編入した。真偽の問題はあるが、宋初の皇帝と官僚の王著が古文篆書を重視する証であると考えられる。その後、刻帖が続出し、現存の『絳帖』、『大観帖』、『汝帖』には篆書が見える。拓本が普及したお陰で士人たちは前代より、多彩な篆書が見られるようになった。宋代以前の作品以外、宋人の篆書もよく摹刻されて流布した。現存しているのは、釈夢英「小篆千字文」、「篆書目錄偏旁字源」、蘇唐卿「醉翁亭記」、唐英「勃興頌」などである。篆書の名手である章友直は元居中の紹介で名をはせた。『宣和書譜』には、

「太常少卿元居中出領宿州、素喜其書、且富有之、至宿則尽所有、摹諸石以広其伝、縁此、東吳之地多其篆蹟。友直既以此書名世。」⑨（太常少卿の元居中は宿州を統治する際に章友直の書を好み、また多く持っている。宿州にいつて全てを出し、摹刻して広布した。そのため、東吳（今の浙江、江蘇省）には彼の篆書が多く、章友直はこれを以て名をはせた。）

とある。これらの作品は宋代の篆書を学ぶ環境を提供した。宋人が篆書を学ぶ時に自学の場合が多く、米芾の「自敘帖」には「篆書で最愛するのは詛楚、石鼓文であり、また、竹簡が竹の筆を以って漆のような濃墨をつけて運筆する道理を悟るが、青銅器の銘文の気品が古くて妙である。」⑩といった。

彼の書を習う過程から、篆書に対し、当時出土した「詛楚文」、青銅銘文と、唐代から発見されて伝わる先秦の「石鼓文」を頼りに理解できる。なお、篆書の好みについて、彼は、「楚国の鐘に載せる刻された字の如く、即ちキリリとして美しく、のんびりと感じさせることがあり、秦国の篆書より優れたものであり、全てこの世の法帖の首位になれる」といった。やや遅い黄伯思も篆書を自学する過程を記録した。「跋蘇氏書後」には、

「僕自弱齡喜篆法、初得岱宗秦刻、及朝那石章学之。後得岐鼓壇山字及三代彝器文識又学之、仰其高古、惟是之師。而漢魏碑首、印章亦時寓目下、此者未嘗過而問焉。」⑪

（私は若い頃から篆法を好み、最初、秦泰山刻石と漢代石印を入手して学んだ。後に秦国の「岐陽石鼓文」、周代の「壇山石刻」、三代の鐘鼎文を学んで、その高雅で古風を帯びる気品を感じ、これだけを学んだ。しかし、漢代、魏晋の碑額と印は時に寓目したが、これらに関心を持ったことはない。）

とある。北宋末の黄伯思は様々な篆書を見て、当時広布されている「泰山刻石」や漢印の小篆をベースとして学び、そして、「石鼓文」、「壇山石刻」、「鐘鼎文」などの古文篆書に進んだ。好みによって常に見える漢代、魏晋の碑額と印を学ばない。彼の好みは李斯と李陽冰の影響した上、鉄線篆や玉筋篆のような太さや空間を均一化した篆書である。このベースで文字構造が多様な古文篆書を専念に学んだ。漢代、魏晋の碑額にある造形が整わない小篆には興味がないことが判明した。

二、字書の流布

『宋史』卷二〇二には、小学類の書目二〇六部、計一五七二巻を収録し、唐代

から宋代にかけて伝来した著作と宋代の学者の著作が列記されている。この書目は詳細に区別しておらず、訓詁、説文、金石、書論(少数)を小学類に編入している。今日伝来する著作は、『現存宋人著述目略』に収録されるが、金石類は三十六種(重出する異なるテキストを含む)、下記の小学類も同じ)、小学類は三十一種(訓詁、説文、字書、音韻などを含む)がある。⁽²⁶⁾『宋史』の書目と重出するのは、小学類十五部、金石類九部(異なるテキストの重出なし)である。

宋代における文字に関する著作は、「今文」と「古文」の大きく二ジャンル(字体)に分けられる。「今文」は、隸定⁽²⁷⁾した文字の意味と音韻を解釈する著作であり、例えば、邢昺『爾雅疏』、丁度、司馬光『集韻』などがある。「古文」には二つあり、一つは小篆の字形、音韻、意味を解釈する著作であり、小篆に関するものは「説文類」に属す。例えば、李燾『説文解字五音譜』、李從周『字通』、張有『復古編』などである。もう一つの「古文篆書」に関するものはより複雑で、「伝抄古文」類に属す字書には、郭忠恕『汗簡』、夏竦『古文四声韻』、杜從古『集篆古文韻海』がある。この体裁が現在の篆書字典に近く、文字の出典のみを記し、音韻や意味を説明していない。「鐘鼎文」類に属す著作は、多くは金石学の勃興に伴って、器物と共に記録された銘文資料であり、呂大臨『考古圖』、薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』、王俅『嘯堂集古録』などである。字書(文字出典のみ記す)として出版されたのは、呂大臨『考古図釈文』、王黻『鐘鼎篆韻』(佚)である。

以下、現在伝来する古文字の著録や字書を三つのジャンル(字体)に分けて論じてみたい。

(一)「説文」類

北宋初、徐鉉が『説文解字』を校正し、徐鍇が『説文解字韻譜』、『説文解字繫伝通釈』(『説文繫伝』)を作り、徐氏兄弟の『説文解字』に対する研究が後代に多大な影響を及ぼした。その後、李燾は『説文解字韻譜』に基づいて『説文解字

五音譜』を作る。張有の『復古編』は、『説文解字』の小篆を正体として、別体と俗体を分別している。他には李從周の『字通』がある。新出土の鐘鼎文を用いて『説文解字』と互いに考釈した戴侗の『六書故』もまた、清代の考証学を啓発した。『説文解字』は宋代の文字学にとって、あらゆる基礎となつていよう。

(二)「伝抄古文」類

伝抄古文とは、「六国古文」である。秦の始皇帝は文字が秦と合致しないものを廃した。しかし、民間に古書を秘蔵し、漢初にあらたにこの世に出たものがある。⁽²⁸⁾先秦(戦国時代)の古文簡牘が時代の流れに沿って続々発掘され、例えば漢の魯恭王が孔子の宅を壊して得た『礼記』、『尚書』、『春秋』、『論語』、『考経』がそれである。⁽²⁹⁾晋代に魏襄王の墓から発見された七十五巻の古書(汲冢竹書)もある。一方、漢代から唐代にかけて、様々な字書を編纂し、古文を用いて刻石を製造した。例えば魏晋の『徐邈集古文』、晋代の『李彤集字』、梁代の『庚儼字説』、唐代の『林罕集字』(以上は字書)、漢代の「滅貝丘長碑」、唐代の「碧落碑文」(以上は刻石)などである。これらの古文資料が後に郭忠恕『汗簡』の編集する材料となった。⁽³⁰⁾宋代に至り、郭忠恕(？-一九七七)が先秦から唐代までの古文資料七十一種を集め、『汗簡』を編纂した。偶然、偽造の『尚書』や誤字を収録したが、多くの出典には根拠があり、参照できる。⁽³¹⁾清代や現代の古文字研究者はこれを用いて新出土の鐘鼎文や『説文解字』を考証している。『汗簡』以後は、古文書の発掘と収集は進展していない。⁽³²⁾その後の夏竦『古文四声韻』、杜從古『集篆古文韻海』もこれを基礎として著述された。

『汗簡』の成書は夏竦『古文四声韻』より早く、北宋初期であり、この頃は、まだ青銅器と鐘鼎文の研究が興つておらず、経文を考証するために使われるのみであった。『古文四声韻』は『汗簡』や当時の句中正、李建中たちの研究の基礎の上に発展し、『汗簡』より十一種を増加した。⁽³³⁾彼が古文字に特に留意した理由は、皇帝の収蔵する青銅器の銘文を識別するために研究を始めたことにある。⁽³⁴⁾序

文には、「祥符年間に、国家に収蔵された古器物には科斗文が多く、質問されても識別できず役職の面目が立たず申し訳ない」とある。特に『古文四声韻』には数種の青銅器の文字を収録しており、数は少ないが、宋代の古文字学から金石学の研究へと進展する兆しがある。

杜從古『集篆古文韻海』の成書は宣和元年（一一一九）ころで、『汗簡』と『古文四声韻』に基づき、顧野王『玉篇』と丁度、司馬光『集韻』を加えて編集した。しかし、主文の篆書の下に釈文のみを表記し、出典や説明がないため、文字の身元を判明するのが困難である。成書した頃は皇帝や士人たちの古器を収蔵する全盛期であり、金石学の研究の気風が形成され、著作が続出したため、鐘鼎文を引用できる字数が多くなった。一方で、『玉篇』と『集韻』は前述の「今文」の字体に属す字書であり、主文を隸定したのである。杜從古は隸定された楷書を、篆書の筆画で書き直して収録した。

上述の『汗簡』、『古文四声韻』、『集篆古文韻海』は、宋代における伝抄古文に関する最も重要な著作である。また、書物に引用された資料の中には『説文解字』古文、「三体石經」、「碧落碑」、「陽華岩銘」の書物、拓本、残石などが保存されている。著作に収録したものの、テキストにより文字構造が多少異なるところがある。例えば郭忠恕は、『説文解字』古文の鈕字「𠄎」を「𠄎」に作り、『碧落碑』の融字「𠄎」を「𠄎」に作る。よって両者を並列して参照することができる。

(三) 「鐘鼎文」類

金石学が盛んな宋代では、夥しい著作が出版される一方で、散逸した著作もこれより数多いと推測する。金石に関する著作は、楊殿珣氏が考証して八十二種と判断し、また容庚氏が七種を補った。さらに、葉国良氏が両氏の成果の上に二十三種を提示した。合計、散逸した著作は一一二種に上る。容庚氏の考証により、現存する金学（石学を除く）に関する著作は八種あり、成書の順に記せ

ば、呂大臨『考古図』、『考古図積文』、趙九成『続考古図』、徽宗『博古図録』（王黻『重修宣和博古図』）、薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』、王休『嘯堂集古録』、王厚之『鐘鼎款識』、張掄『紹興内府古器評』などがある。宋代における金石学の研究が、真宗年間に始まり、咸平三年（一〇〇〇）には、乾州から古鼎が献上され、それには四角形で足が四本あり、二十一字銘文が鑄込まれていた。皇帝が学者を招いて考証し、句中正、杜鎬が銘文により、「史信父獻」と判定した。仁宗皇祐三年（一〇五一）、秘閣や太常に収蔵する器物は十一種あり、楊南仲が命じられて銘文を考証し、初の金石著作『皇祐三館古器図』を編纂した。また仁宗が器物の銘文を拓して臣下に賜った。これは鐘鼎文が流布する発端と考えられる。嘉祐六年（一〇六一）、劉敞（一〇一九―一〇六八）が長安で多くの古器を得、『先秦古器図』（佚）を編集する。そして拓本を作って歐陽脩に贈った。それが『集古録』に収録されている。

現存の呂大臨『考古図』は、秘閣、太常、内府などの皇室収蔵以外の、民間収蔵の三十七家も羅列し、各々器物の大小、容量、重量、出土を記している。その内容は多く李公麟『李氏古器録』を引用する。徽宗の『博古図録』は、『四庫総目』が『読書敏求記』により、作者を王黻と定めた。しかし、容庚氏は徽宗が執筆者であり、王黻は編集者であると論じた。この書物は、大観年間（一一〇七―一一一〇）に始まり、李公麟『李氏古器録』の体裁を用いて編集された。初期に、黄伯思が編纂に参与し、著作の『古器説』四二六篇の内容を『博古図録』に編入して、『宣和殿博古図』と称して成書した。全五百余器が収録されている。さらに、宣和年間（一一一九―一二二五）にかけ、内府が得た器物を『宣和殿博古図』に増補し、器物の数は八三九器に増え、『重修宣和殿博古図』と称して成書した。これが現在『四庫全書』に見える王黻『重修宣和博古図』である。三十年後（一一四四）に出版された薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』は、『考古図』や『重修宣和殿博古図』を基礎として改めて編集した。全五一器を収録し手織り、考証には根拠がある。

現存する著作以外、容庚氏の「宋代吉金書籍述評」には、散逸した十一種の重要な金学の著作を羅列する。これらの書物は散逸したものの、現存する著作には影響を与えた。貴重な記述も他の書物に散見できる。また本体は散逸したが、後世に増補され、改めて出版された著作も貴重な参考文献である。例えば元代の楊鉤『増広鐘鼎篆韻』は、王楚『鐘鼎篆韻』に基づいて増訂したものである。

宋代における金石著録や字書は、皇祐三年（一〇五一）から高宗朝（一一二七—一一六二）までの約百年間に、皇帝や士人の金石活動の流れを詳しく記録した。高宗以後、復古運動は衰退し、新たな金学の著作は見られなくなるが、その著作の数と収録した器物と制度、そして銘文を考証する成果は、後世の研究者に影響を与えた。しかし、当時の金石著録や字書の広がりや受容に関する記録は少ない。書物は、国子監、地方の官学、民間の書店や士人によって刊行されることが多く、官学が出版した書物は教科書として使用されるのみならず、民間に販売することもあったため、前述の皇帝のために編集した書物は民間に広がる可能性があると考えられる。地方の官僚も金石著作の出版活動を後援し、例えば薛尚功の著作は林師説の後援によって江西で刊行され、四川で復刻された。四川の魏了翁の幼少期に、彼の『鐘鼎款識』と『篆韻』を古文篆書の教科書として入手している。⁽⁹⁾

三、おわりに

宋代において、公、私立学校の興学に沿って、唐代の士族教育から庶民教育に転換し、識字率や士人の数が激増した。この背景は後の文字研究に重要なベースを提供した。公、私立学校における教育の内容は篆書についての記録が稀であるが、神宗は文字学の衰退を留意し、王安石の『字説』を用いて科擧の内容として流布させた。『字説』にある訓詁の内容は無理にこじつけた解釈が多く、批判を浴びたものの、訓詁の気風を引き起こし、当時の士人たちに文字学を啓発した。

徽宗の時代に設置した書学、書芸局は断続的に存在したが、教育の内容は古文篆書（伝抄古文、鐘鼎文）を幅広く編入した。一方、拓本を作る技術の普及に沿って、法帖、歴代の石刻、鐘鼎文の流布が広がり、様々な篆書の芸術風格が見られるようになった。そして、印刷技術の発達に沿って、字書の流布が広がり、文字学の学習や篆書を調べることに便利になった。これらは以前の時代に比べて、宋代における篆書学習の優位であると考えられる。

(1) 孫樹青氏は『中国教育史』で古代の教材を更に五つのジャンルに分類した。

1、識字教育類、例えば、『千字文』、『百家姓』、『三字経』。2、論理道德類、例えば、『太公家教』。3、歴史教育類、例えば、『蒙求』。4、詩歌教育類、例えば、『千家詩』。5、名物制度と自然常識教育類、例えば、『名物蒙求』である。その上で、呉洪成氏は「家庭範囲内訓戒類総合性啓蒙教材」の六つめを提起した。例えば、『朱子治家格言』である。陳黎明、邵懷領「古代蒙学教材的分類」、『河北師範大学学报』第十三卷、（河北師範大学、二〇一一年）二十二頁。

(2) 張志公「伝統語文教育教材論」、『張志公語文自選集』上、（北京大学出版社、一九九八年）十頁。

(3) 周永新著、岩谷季久子訳「蒙学と古代中国の教育」、『中国教育史—古代篇』、（科学出版社、二〇一八年）三三三—三三三頁。

(4) 多賀秋五郎『中国教育史』『中国近現代教育文献資料集』第十卷、（日本図書センター、二〇〇六年）六十二頁。

(5) 多賀秋五郎『中国教育史』『中国近現代教育文献資料集』第十卷、（日本図書センター、二〇〇六年）六十頁。

(6) 「詔諸路州軍監、各令立学、学者二百人以上、許更置県学、於是州郡不置学者鮮矣。又置教授、以三年為一任。」馬端臨『文献通考』卷六十三、二十二葉。

(7) 范立舟『南宋全史』七、(上海古籍出版社、二〇一五年)九頁。

(8) 苗春徳、趙国権『南宋教育史』、(上海古籍出版社、二〇〇八年)六十二—六十三頁。

(9) 「元豊始置在京小学、有就傅、初筮兩齋。」李燾『統資治通鑑長編』卷八十六、三葉。

(10) 苗春徳、趙国権『南宋教育史』、(上海古籍出版社、二〇〇八年)五十七頁。

(11) 蘇東坡『東坡全集』卷三十八、一葉。

(12) ここでは識字教育のため編集した今文の字書を指す。古文(篆書)の字書は第二節に論じる。

(13) 托克托『宋史』卷二六三、一九—二一葉。

(14) 句中正「三字孝経序」、朱長文『墨池編』卷一、三十四葉。

(15) 三館とは、史館、集賢院、昭文館をさし、崇文院と総称する。

(16) 王応麟『玉海』卷四十一、三十九葉。

(17) 朱長文『墨池編』卷三、一二三葉。

(18) 「王子韶(中略)神宗與論字字、留為資善堂修定説文官。」托克托『宋史』卷三二九、二二二葉。

(19) 徐自明『宋宰輔編年録』卷八、四十四葉。

(20) 陸游『老学庵筆記』卷二、十四葉。

(21) 托克托『宋史』卷一五五、二十六葉。

(22) 李燾『統資治通鑑長編』卷四一八、五葉。

(23) 林駟『古今源流至論』後集卷九、十五葉。

(24) 陸友仁『研北雜志』卷下、三十八葉。

(25) 王洋は大学博士に任ずる際に、秦檜は宰相であり、彼が二度と宰相の地位にあり、併せて十九年間で全ての高宗の紹興年間である。「王洋、字元渤、待制資深子、亦以省第二名中宣和二年甲科、紹興初以右命直徽猷閣、歴典三郡所至有異政。官太学為博士時、秦檜為丞相、而直道正辭亦擯勿用。」董

斯張『吳興備志』卷十三、十二葉。

(26) 王洋「謝諸葛秀才書」、「東牟集」卷十、二十三葉。

(27) 王昶『金石萃編』卷一三四、『統修四庫全書』八八六冊、三五三—三五四頁。

(28) 李燾『統資治通鑑長編』卷二四三、十一葉。

(29) 劉跂「泰山秦篆譜序」『学易集』卷六、十五葉。

(30) 黄乘という人物は、史に残すことが稀であり、篆書を巧み、紹聖年間に黄庭堅の作った碑記に篆額を書いた。黄庭堅「江陵府承天禪院塔記」、「山谷集」別集卷四、二葉。

(31) 北宋における最善の鐘鼎文字書である呂大臨「考古図釈文」に使える字頭は400字にすぎず、黄乘が長編の「筠州学記」を全て鐘鼎文を用いて書いた可能性が低いと考えられる。

(32) 黄庭堅「山谷集」卷二十六、五一—六葉。

(33) 「三代之鼎彝字書皆妙、蓋勒之金石垂世傳後、自必託於能者。吾為学古鉤深者謀、不為單見淺聞者病也。」黄庭堅「山谷集」卷二十六、五一—六葉。

(34) 汪应辰「文定集」卷二十二、八葉。

(35) 「自王安石新義及字説行、而宋之士風、一變其為名物訓詁之学。」『欽定四庫全書總目』卷十五、十五葉。

(36) 翟耆年『稽史』、二十八葉。

(37) 范立舟『南宋全史』七、(上海古籍出版社、二〇一五年)十一頁。

(38) 梁庚堯『宋代科舉社会』、(台湾大学出版社、二〇一五年)一〇九—一一〇、一二九頁。

(39) 周永新著、岩谷季久子訳「蒙学と古代中国の教育」、「中国教育史—古代篇」、(科学出版社、二〇一八年)三〇九—三一頁。

(40) 范立舟『南宋全史』七、(上海古籍出版社、二〇一五年)十三頁。

(41) 畢誠、程方平、「中国教育史」、(文津出版社、一九九六年)一九八頁。

(42) 普遍的ではないが、兩宋の書院はともに小学を設け、周敦頤の濂溪書院や

朱熹の晦庵書院に設置した記録がある。方回『桐江續集』卷二十七、十八葉。周敦頤『周元公集』卷六、二十四葉。

從古、米友仁與兢。」岳珂『宝真齋法書贊』卷二十四、十九葉。俞松『蘭亭統考』卷一、十葉。

(43) 畢誠、程方平、『中国教育史』、(天津出版社、一九九六年) 二二二頁。

(61) 章如愚『群書索考』後集卷三十、九葉。

(44) 陳起『憩農家』、『江湖後集』卷四、三葉。

(62) 王應麟『玉海』卷四十五、三十四葉。

(45) 項安世『項氏家訓』卷七、六葉。

(63) 張典友『宋代書制論略』、(文物出版社、二〇一二年) 一六一—一六二頁。

(46) 梁庚堯『宋代科舉社會』、(台灣大學出版社、二〇一五年) 一〇三頁。

(64) 王應麟『玉海』卷四十、四十一葉。

(47) 向彬『中国古代小学書法教育的教材研究』(美術學報、二〇一二年) 一〇八頁。

(65) 托克托『宋史』卷一五七、四十一葉。

(48) 楊加深『北宋書法教育研究』、(中華書局、二〇一七年) 五十八頁。

(66) 楊加深『北宋書法教育研究』、(中華書局、二〇一七年) 三十三頁。

(49) 張志公『傳統語文教育教材論』、『張志公語文自選集』上、(北京大學出版社、一九九八年) 三十三頁。

(67) 楊加深『北宋書法教育研究』、(中華書局、二〇一七年) 一〇五—一一頁。

(50) 「農家十月乃遣子入學、謂之冬學、所讀雜字、百家姓之類、謂之村書」、陸

(68) 趙明誠『金石錄』、卷十一、四葉。

游『劍南詩藁』卷二十五、六葉。

(69) 王国維『宋代之金石學』、『王国維論學集』、(中國社會科學院出版社、一九九七年) 二〇三頁。

(51) 黃震『黃氏日抄』卷四十六、六十五葉。

(70) 佚名『宣和書譜』卷二、八葉。

(52) 張志公『傳統語文教育教材論』、『張志公語文自選集』上、(北京大學出版

(71) 「篆便愛詛楚、石鼓文。又悟竹簡以竹聿行漆、而鼎銘妙古先(老の誤り)焉。」米芾『寶晉英光集』卷八、六葉。

社、一九九八年) 三十七頁。

(72) 「如楚鐘刻字、則端逸、遠高秦篆、咸可冠方今法書之首。」米芾『書史』、一

(53) 苗春德、趙國權『南宋教育史』、(上海古籍出版社、二〇〇八年) 一〇一頁。

葉。

(54) 「程、王之學數年以來宰相執論不一、趙鼎主程頤、秦檜主王安石。」托克托

(73) 黃伯思『東觀餘論』卷下、十八葉。

『宋史』卷一五六、八葉。

(74) 宋人が見える漢代、魏晉の碑額は洪适『隸統』卷五の「碑圖」が参考でき

(55) 江少虞『事實類苑』卷三十、五葉。

る。

(56) 楊加深『北宋書法教育研究』、(中華書局、二〇一七年) 六十五頁。

(75) 國立中央圖書館編『現存宋人著述目略』、(台灣中華叢書編審委員會、

(57) 張邦基『墨莊漫錄』卷八、二葉。

一九七一年) 二十七—三十二頁、一一五—一一九頁。

(58) 李慧斌『宋代制度層面的書法史研究』、(吉林大學博士論文、二〇〇八年)

(76) 甲骨文、金文、籀文、古文などの文字を、隸書ないしは楷書におきかえる

一六五頁。

こと。西林昭一『中國書道文化辭典』(柳原出版、二〇〇九年) 九六八頁。

(59) 徐松輯『宋會要』崇儒三、『統修四庫全書』七七七冊、六七〇頁。

(77) 「孝經遭秦坑焚之後、為河間顏芝所藏、漢初除挾書之律、芝子真始出之。」

(60) 「宣和壬寅歲(四年)、復置書學。」、「宣和之末、復置書學、增博士三員、杜

章如愚『群書考索』卷八、十五葉。

- (78) 許慎『說文解字序』、『說文解字』十五上、三葉。
- (79) 張守節『史記正義』卷四、二十五葉。
- (80) 黃錫全『汗簡注釈』(台灣古籍出版社、二〇〇五年) 五五二頁。
- (81) 葉国良『宋代金石学研究』(台灣書房、二〇一一年) 六十四頁。
- (82) 黃錫全『汗簡注釈』(台灣古籍出版社、二〇〇五年)、十一〜二十二頁。
- (83) 李学勤序、黃錫全『汗簡注釈』(台灣古籍出版社、二〇〇五年) 一、二頁。
- (84) 李零序『汗簡、古文四声韻』(中華書局、二〇一〇年) 一六二頁。
- (85) 大中祥符五年(一〇一二)、南康軍建昌縣で古鼎が発見され、太守劉保衡が器を皇帝に献上した。夏竦が四年に国史編集官を務め、九年に副枢密として、国史を修める。この間に鐘鼎文の釈文が問われたと考える。呉曾『能改齋漫録』卷十四、十五葉。王心麟『玉海』卷四十六、五十五、六葉。
- (86) 李零編『汗簡、古文四声韻』(中華書局、二〇一〇年)、六十二頁。
- (87) 杜從古『集篆古文韻海』序、『統修四庫全書』二二六冊、三六八頁。
- (88) 「大觀初、乃倣公麟之考古作宣和殿博古図、凡所藏者、為大小礼器、則已五百有幾。」蔡脩『鉄園山叢談』卷五、十三葉。
- (89) 現存の著作は呂大臨『考古図』、『考古図釈文』、王黻『重修宣和博古図』(大觀年間一一〇七―一一一〇)がある。
- (90) 黃錫全『汗簡注釈』(台灣古籍出版社、二〇〇五年)、十二頁。
- (91) 楊殿珣撰、容庚校補『宋代金石佚書目』、『考古社刊』(中国社会科学院考古研究所、一九三六年―四) 一九一―二三八頁。
- (92) 葉国良『宋代金石学研究』(台灣書房、二〇一一年)、五十二―五十九頁。
- (93) 容庚『宋代吉金書籍述評』、同統、『學術研究』、(広東省社会科学界聯合会、一九六三年―六、一九六四年―二) 八十一―九十七、八十五―一〇二頁。
- (94) 趙明誠『金石録』卷十一、三葉。
- (95) 王国維『宋代之金石学』、『王国維論学集』、(中国社会科学院出版社、一九九七年) 二〇三頁。
- (96) 全十本がある。欧陽脩『集古録』卷一、一、十一、十二、十三、十六、二十四葉。
- (97) 容庚『宋代吉金書籍述評』、同統、『學術研究』、(広東省社会科学界聯合会、一九六三年―六、一九六四年―二)、八十九―九十頁。
- (98) 顧宏義『宋代国子監刻書考論』、『古籍整理研究学刊』、(華東師範大学、二〇〇三年―四) 四十二―四十五頁。
- (99) 「薛尚功『欵識法帖十卷』、(中略) 碑在江州、蜀中亦有翻刻者字加肥。」吾丘衍『学古編』、十五葉。
- (100) 陳芳妹『金学、石刻与法帖傳統的交会―『歴代鐘鼎彝款識法帖』宋拓石本殘葉的文化史意義』、『美術史研究集刊』第二十三期、(台湾大学、二〇〇五年) 一一一、一二二頁。